

鉛健康診断(鉛中毒予防規則第53条)

一定の鉛業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当核業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回(自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務に従事する労働者に対しては1年以内ごとに1回)定期に次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

健康診断項目

【必ず実施すべき項目】

- 1 業務経歴の調査
- 2 ・ 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査
・ 血液中の鉛の量及び病中のデルタアミノレブリン酸の量についての既往の検査結果の調査
- 3 自覚症状又は他覚症状の有無の検査
- 4 血液中の鉛の量の検査
- 5 尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査

【医師が必要であると認めたとときに実施しなければならない項目】

- 6 作業条件の調査
- 7 貧血検査
- 8 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- 9 神経内科学的検査

※ 自覚症状又は他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。

- ①食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の疼痛等消化器症状
- ②四肢の伸筋麻痺または知覚異常等の末梢神経症状
- ③関節痛
- ④筋肉痛
- ⑤蒼白
- ⑥易疲労感
- ⑦倦怠感
- ⑧睡眠障害
- ⑨焦燥感
- ⑩その他

鉛代謝物の検査等の省略要件

省略については下記の条件をすべて満たす場合としますが、この判断は産業医等の医師が、当核作業現場の実態を十分に把握して、総合的に行うべきものです。

尚、省略可能とされた労働者がその実施を希望する場合は、その理由等を聴取したうえで、判断することが大切です。

(1) 前回の健康診断を起点とする連続過去3回の鉛健康診断において、異常と思われる所見が認められない事。

(2) 「血液中の鉛の量の検査」および「尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査」については、前回の当核検査を起点とする連続過去3回の検査の結果、明らかな増加傾向や急激な増減がないと判断されること。

(3) 今回の当核健康診断において、自覚症状及び他覚症状のすべてについてその有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと。

(4) 作業環境の状態及び作業の状態等が従前と変化がなく、かつ、その管理が適切に行われていると判断されていること。